

平成 25 年 5 月 28 日

各 位

因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守谷 承弘
(コード番号 9934 東証・大証第1部)
問合せ先
取締役管理本部長 家郷 晴行
(TEL 06-4391-1781)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しにつき決議いたしましたのでお知らせいたします。

【本資金調達の目的】

当社グループは、電設資材及び制御機器等の卸販売並びに空調部材等の製造販売を主要な事業としております。足元の事業環境は、東日本大震災の復興需要を背景に国内の建設投資が底堅く推移していることに加え、今後も大規模な公共投資や政策効果などを追い風に回復基調が続くものと予想しております。

このような事業環境の中、当社グループは平成 27 年度を最終年度とする「中期経営計画 2015」を策定し、成長と変革によって企業価値の最大化を目指しております。成長戦略としては、過去の基本路線を踏襲しつつ、①自社製品（PB 商品を含む）の開発・拡充、②省エネ・環境ビジネスの推進、③首都圏市場におけるシェア拡大、④グローバル展開の加速に取り組んでまいります。特に、収益の柱となっている自社製品事業の拡大を最優先課題と位置付け、主力製品である空調部材のラインナップの拡充のほか、住宅分野や産業機器分野への参入に挑戦してまいりました。

その一環として本年 5 月 13 日、回転灯及び表示灯の国内市場において圧倒的なシェアとブランド力を誇る株式会社パトライトを完全子会社化いたしました。これにより、当社グループにおける製品ラインナップや研究開発機能を強化するとともに、近年同社が積極的に進めてきたグローバル展開をグループ一体となって加速し、シナジーの創出による収益力の向上及び持続的な成長を図ってまいります。両社の強みを最大限に発揮できる経営体制を早急に構築し、企業価値の最大化を追求していく所存であります。

本資金調達は、短期借入金の返済資金及び当社子会社への投融資資金を賄い、当社グループにおける成長戦略の実現に向けた強固な財務体質及び経営基盤を確保することを目的としております。

今回の調達資金は、株式会社パトライトの株式を取得するために当社が借り入れた短期借入金の返済及び自社製品事業の海外展開を本格化するために当社子会社の SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. のタイ工場（タイ国チョンブリ県）の新棟建設資金並びに金利負担軽減を図るために株式会社パトライトにおける長期借入金の返済資金に充当する予定であります。なお、当該長期借入金は、株式会社パトライトが平成 19 年に実施した非公開化のための金融機関からの借入れであります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,200,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年6月5日（水）から平成25年6月10日（月）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年6月12日（水）から平成25年6月17日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 守谷 承弘に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 800,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。なお、申込期間は公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 守谷 承弘に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 600,000株
 なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案し、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 守谷 承弘に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 600,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC日興証券株式会社 600,000株
- (5) 申込期日 平成25年7月9日（火）から平成25年7月17日（水）までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 払込期日 平成25年7月10日(水)から平成25年7月18日(木)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)の3営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 守谷 承弘に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行(一般募集)及び公募による自己株式の処分(一般募集)(以下併せて「一般募集」と総称する。)に伴い、その需要状況を勘案し、600,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から起算して30日目の日(30日目の日が営業日でない場合はその前営業日)を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日からグリーンシューオプションの行使期限までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMBC日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMBC日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMBC日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成 25 年 6 月 5 日 (水) の場合、「平成 25 年 6 月 8 日 (土) から平成 25 年 7 月 5 日 (金) までの間」
 - ② 発行価格等決定日が平成 25 年 6 月 6 日 (木) の場合、「平成 25 年 6 月 11 日 (火) から平成 25 年 7 月 10 日 (水) までの間」
 - ③ 発行価格等決定日が平成 25 年 6 月 7 日 (金) の場合、「平成 25 年 6 月 12 日 (水) から平成 25 年 7 月 11 日 (木) までの間」
 - ④ 発行価格等決定日が平成 25 年 6 月 10 日 (月) の場合、「平成 25 年 6 月 13 日 (木) から平成 25 年 7 月 12 日 (金) までの間」
- となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	23,400,000 株	(平成 25 年 4 月 30 日現在)
公募増資による増加株式数	3,200,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	26,600,000 株	
本第三者割当増資による増加株式数	600,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	27,200,000 株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し S M B C 日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,013,682 株	(平成 25 年 4 月 30 日現在)
処分株式数	800,000 株	
処分後の自己株式数	213,682 株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資による手取概算額合計上限 13,451,554,000 円については、平成 25 年 6 月末までに 7,100,000,000 円を短期借入金の返済に充当し、残額を平成 25 年 7 月末までに当社子会社への投融资資金に充当する予定であります。

当該短期借入金は、平成 25 年 5 月 13 日に実施した株式会社パトライトの株式取得のための金融機関からの借入れであります。投融资先の資金使途については、一般募集の手取金のうち 1,000,000,000 円を平成 25 年 6 月末までに当社子会社である SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. におけるタイ工場の新棟建設資金に、残額を本第三者割当増資の手取金と合わせて平成 25 年 7 月末までに当社子会社である株式会社パトライトにおける長期借入金の返済資金に充当する予定であります。なお、当該長期借入金は、同社が平成 19 年に実施した非公開化のための金融機関からの借入れであり、当社からの投融资及び同社による当該長期借入金の返済により金利負担軽減を図る予定であります。

また、重要な設備の新設、除却等の計画については、平成 25 年 5 月 28 日現在、以下のとおりであります。

会社名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額	既支払額		着手	完了	
SIAM ORIENT ELECTRIC CO., LTD. (タイ国チョンブリ県)	自社製品事業	建物、建物附属 設備、生産設備 新設	1,000	—	増資資金及び自己株式 の処分資金	平成 25 年 5 月	平成 26 年 12 月	—

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の一般募集及び本第三者割当増資は、当社グループの中長期的な収益性の向上並びに財務基盤の改善に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、期間業績に応じた適正な利益還元を目指しております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

期末配当として年1回、当期純利益の45%を配当する業績連動型の配当政策を基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、成長戦略への投資を中心に経営基盤強化のため有効活用してまいりたいと存じます。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	174.05円	164.97円	202.13円	220.77円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	74.00円 (一円)	81.00円 (一円)	86.00円 (一円)	103.00円 (一円)
実績連結配当性向	42.5%	49.1%	42.5%	46.7%
自己資本連結当期純利益率	5.8%	5.3%	6.3%	6.5%
連結純資産配当率	2.5%	2.6%	2.7%	3.1%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 平成25年3月期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	2,156 円	2,360 円	2,489 円	2,787 円
高 値	2,423 円	2,599 円	3,080 円	3,230 円
安 値	1,801 円	1,973 円	2,058 円	2,532 円
終 値	2,360 円	2,484 円	2,792 円	2,975 円
株価収益率	14.3 倍	12.3 倍	12.6 倍	—倍

(注) 1. 株価は、株式会社東京証券取引所におけるものであります。

2. 平成26年3月期の株価等については、平成25年5月27日（月）現在で記載しております。

3. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成25年3月期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査はなされていません。また、平成26年3月期については未確定のため記載していません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

当社はSMBC日興証券株式会社に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、SMBC日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストックオプション等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記の場合において、SMBC日興証券株式会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はそのロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。